



コミュニケーション条例の制定に寄せて

社会福祉法人 千歳いずみ学園
常務理事 田口 幹子 さん
条例制定にあたり、関係者の意見を聞くため発足した「コミュニケーション条例専門部会」の部会長を務める。

コミュニケーションで困ることのない千歳市に

条例が成立した3月10日、たくさんの方が議場に来てくれて、「こんなに集まってくれたんだ」と感慨深い気持ちになりました。昨年1月に専門部会が始まってから、ここまで来られたという達成感と、条例の理念を議会で認めていただいたという安堵感がありました。当日は、雑談の中で「これからだよ」という話も聞きました。部会長としてプレッシャーを感じるとともに、次に進んでいくためにみんながここに集まっているのだと、改めて認識しました。

制定しただけ、理念だけで終わらないよう、施策によって次代の方がコミュニケーションで困ることがないように、そんな千歳市にしていきたいと私たちは考えています。条例ができて、次は施策をどう推進していこうか。そんなワクワクする気持ちもあります。まずは小さなことから始め、合わせて啓発活動にも取り組むつもりです。

初めてコミュニケーションをとる相手に対しては、「私はあなたにとって安全です」とその人に思わせるような工夫があるとよいと思います。例えば表情。表情も一つのコミュニケーションツールですから、意図的に表情を和らげるなどの工夫をします。私はよく道を聞かれますが、ガイドヘルパーをやっていた経験から、「この人は安全」という雰囲気が自然と身につけているのではないかと思います。道具がなくても指差しをするなど、その場にあるものの全部がコミュニケーションツールだと思って活用できれば、なお良しです。

条例というと難しいイメージがあるかもしれませんが、コミュニケーション条例にはルビがついていますし、解説もあります。ぜひ一度、目を通してみてください。

多様なコミュニケーション手段の利用を促進するにあたり、基本

基本理念



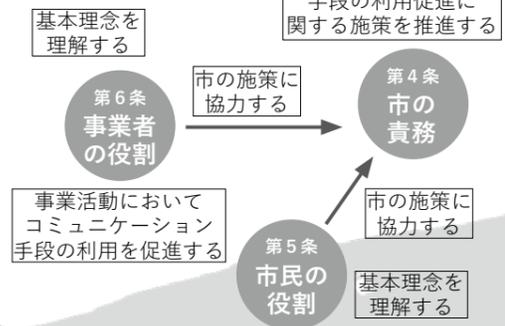
条例全文＆解説は市ホームページから

多様なコミュニケーション手段の利用を促進するにあたり、基本



千歳市社会福祉協議会
専従通訳者 武藤 裕佳子 さん

「まずは条例のことを市民の皆さんに知ってもらいたいです。コミュニケーションには多くの方法があります。最初から『難しい』と諦めず、いろいろな情報伝達方法があることを理解していただけたらうれしいです」



条文のうち、主なものを解説します。市ホームページから、条例の全文をご覧ください。

条文解説

前文

条例には前文を置き、制定の趣旨を説明しています。多様なコミュニケーション手段を理解し、利用機会を十分に確保することの必要性を説いているほか、多様なコミュニケーション手段の利用を促進すること、市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることができる地域社会の実現」をめざすこととしています。



千歳市社会福祉協議会
要約筆記担当 菅谷 千鶴子 さん(右)
千歳市登録要約筆記者 打矢 郁子 さん(左)

「障がいのある人もない人も、心が通じ合えるような世の中になってもいいです。いろいろなコミュニケーション手段をもっと低いハードルで使えるようになります。誰かの助けになったと実感したときは楽しいし、自分の励みにもなりますよ」

多くのコミュニケーション手段を示しています(第2条第2号)。これらのコミュニケーション手段のうち、読者の皆さんがご存じのものはいくつあるでしょうか。詳細は次ページをご覧ください。

とするべき事項を定めています(第3条)。「コミュニケーション(中略)のための手段を自ら選択する権利を尊重し」とあり、当事者がどんなコミュニケーション手段を用いるか、自ら選択する権利があることを明記しています。もう一つの基本事項として、前文と同様に「全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合う」ことを定めています。

市の責務 市民と事業者の役割

条例第4条から第6条にかけて、市の責務、市民と事業者の役割を定めています。基本理念の「コミュニケーション手段は自ら選択できるもの」という考え方に基づき、多様なコミュニケーション手段の普及が進むよう、施策を講じることを市の責務としています。市民と事業者には、市の施策に協力することなどを求めています。

Let's communicate!

安心して共に暮らせる
地域社会をめざして

千歳市コミュニケーション条例が制定されました

正式名称を「千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための多様な手段の利用促進に関する条例」といい、3月10日に千歳市議会で条例案が可決。同日に公布、施行されました。



令和7年 3月10日制定
祝 千歳市コミュニケーション条例 成立!

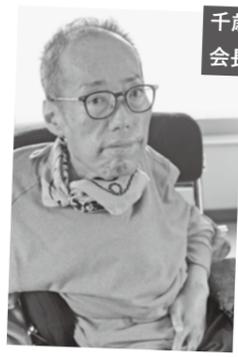
こんなにある！ コミュニケーション手段

条例制定の背景

すべての人にとって、あらゆる分野の活動に参加し、地域において自分らしく生き生きと暮らすためには、円滑にコミュニケーションを図ることが欠かせません。コミュニケーションと聞いて多くの方が思い浮かべるのは、会話あるいはメールのような文字によるやりとりなどでしょうか。しかし、聴覚や視覚などに障がいのある人は、音声言語や文字表記といったコミュニケーション手段が使えない、または使いにくいことで、相手方とのコミュニケーションに制限を受けることがあります。



千歳市身体障害者福祉協会
会長 古田 聖 さん



「どんな障がいを持った人も自分の『思い』を持っており、意思疎通できる手段は必ずあります。少し時間はかかるかもしれませんが、心に『ゆとり』を持って接していただければ幸いです」

大勢の『思い』が 込められた条例

条例をつくるにあたり組織された「コミュニケーション条例専門部会」には、障がいのある人やその家族、支援者などが参加し、それぞれの立場から意見交換を重ねてきました。千歳市議会で条例が成立した日には、条例制定に携わった人をはじめ多くの人が議場に駆けつけました。専門部会の委員からは、のちにこんな声も寄せられています。「この条例は、私たちの思いを取り入れた条例なのです」(千歳市身体障害者福祉協会 古田聖会長)「コミュニケーションを必要として

いるのに取り残される人がいなくなるよう、みんなで考え話し合ってきた条例です」(社会福祉法人千歳いずみ学園 田口幹子常務理事) 誰もがコミュニケーションに困ることなく、お互いを尊重し合い安心して共に暮らせる地域社会へ。多くの人のそんな思いが、この条例に込められています。



北海道自閉症協会
事務局長 日浦 祐子 さん

「障がいのある人は、社会生活を営む中で数多くの『諦めている』ことがあるのが現状です。条例の制定を機に、そのような人たちも社会の一員として認められるような世の中になっていくことを望みます」

千歳市社会福祉協議会
千歳市点字図書室
の皆さん(後列の3人)



千歳市点字赤十字奉仕団
委員長 稲生 真奈美 さん

千歳音訳友の会
会長 元由 由起子 さん

訳した図書は「サピエ図書館」へ

サピエとは、目で文字を読むことが困難な方に対し、点字図書や音声データを提供する全国規模のサービスです。「訳した図書をサピエ図書館に納め、全国のみなさんに読んでもらうのが最終的なゴール」と元由さん、稲生さんは口を揃えます。訳した図書の最後に自分の名前が入るため、訳者にとってはこの上ない荣誉だそうです。

なるべく感情を入れずに読む

「朗読と違って、感情を入れずに読むことをめざしています。音声を聞いてどう感じるかは、利用者の皆さんにゆだねられているからです。私たちは、利用者にとって記事を読む、いわば目の代わりなんです」



まずは原稿を読み、わからない単語などを調べ。録音は総合福祉センターにあるスタジオか、自宅で行います。録音したものを自己校正し、さらに第三者の校正を経て、完成です。

音訳



千歳音訳友の会 会長
元由 由起子 さん

千歳市身体障害者福祉協会 会長 古田 聖 さん

1歳の頃に脊髄性筋萎縮症(SMA)を患いました。難病と闘いながら、行政書士として活動しています。



千歳市社会福祉協議会
専従通訳者
武藤 裕佳子 さん

手話通訳歴6年目。東京2025デフリンピックにボランティアとして参加予定。写真は、「デフリンピック」の手話。

千歳市社会福祉協議会
要約筆記担当
菅谷 千鶴子 さん
千歳市登録要約筆記者
打矢 郁子 さん

要約筆記

耳が聞こえない人だけでなく、高齢者にも有用な手段。話を要約し、まとめてくれるので、理解しやすいのが特徴です。



依頼を受け、コーディネーターの菅谷さんが派遣調整を行います。打矢さんは登録要約筆記者として、現場での要約筆記を担当しています。

点字

難しいのは点字ではなく日本語？

「私が点字を習い始めたとき、点字ではなく日本語が難しいんだと教わりました。日本語に従って点字の規則も数多くあり、覚えるのが大変です。手引きを読むたび知らなかったことが出てくるので、常に勉強の毎日です」

千歳市点訳赤十字奉仕団
委員長
稲生 真奈美 さん



日浦 颯吾 さん

3歳で自閉スペクトラム症(ASD)の診断を受けました。スチレン版画が最近のマイブーム。

絵カード

小学校のとき、思いが周りにうまく伝わらず苦しい思いをしたことも。そんなときに取り入れたのが、この絵カード交換式コミュニケーションシステム(PECS)です。

母 祐子 さん

その日の行動を順序立てて伝える図入りの予定表も用意。残りの予定がわかりやすいよう、終わったものは黒く塗りつぶします。



絵や単語を用いて、相手に意思を伝えられます。

コラム 心のバリアフリー

障がいは、本人の医学的な心身の機能の障がいを目指すのではなく、社会におけるさまざまな障壁(社会的バリア)によって生じるものとする考え方を、障がいの「社会モデル」といいます。

社会的バリアには、物理的なバリア(利用しにくい施設・設備)、制度的なバリア(利用しにくい制度)、文化・情報面でのバリア(配慮していない文化・情報発信)、意識上のバリア(偏見)があるといわれています。

千歳市コミュニケーション条例は、コミュニケーションにおける社会的バリアを取り除くことを目指しています。そのためには私たち一人ひとりが「心のバリアフリー」を体現することが必要です。心のバリアフリーとは、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすことですが、その第1歩は、互いを「知ること」にあります。今月の特集が皆さんの心のバリアフリーのきっかけとなれば幸いです。

コミュニケーション条例
専門部会 部会長
田口 幹子 さん

コミュニケーションのための

多様な手段を知ろう！

多くの障がいのある方々と関わるなかで、人によっては文字や言葉よりも、図や写真の方がよく伝わるという経験をしてきました。障がいの分野もさまざまなので、「これも手段の一つ」と知っていただくため、コミュニケーション手段を条例に列記しています。

千歳市コミュニケーション条例は、「コミュニケーション等のための多様な手段」として以下のものを列記しています。

言語(手話を含む)、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、音声コード、拡大文字、触手話、平易な表現、絵図、写真、重度障害者用意思伝達装置、透明文字盤、口文字、情報通信機器

障がいのある人や高齢者が自ら選択するその他の手段も含まれます。



情報通信機器

指でカーソルを動かせる「トラックボール」や「リングマウス」により、パソコン操作が可能。



仕事とコミュニケーションを支えるさまざまな機器

自宅には、事務所が併設されています。パソコン画面上にあるカーソルを動かし文字入力するスクリーンキーボードや音声入力ソフトを駆使し、書面の作成も支障なくできます。電話もつながれており、こちらも画面上のボタンから送受話ができます。

外出時には介助者の同伴が必要な古田さん。会話をするとき、相手方の多くは、古田さんではなく介助者に話しかけるとのこと。「本人とコミュニケーションをとってみましょう。例えば『今日は暖かいね』でもいいので、まずは声をかけてみませんか」と呼びかけます。

手話は言語だから相手の気持ちを引き出せる

「聞こえない人は手話が第一言語です。筆談よりも手話で話すと相手の気持ちを引き出せるので、大事な話をするときに、手話は大切なツールとなります」



「ありがとう」の意。



通訳者を介して電話通訳をしています。テレビ電話越しに通訳することもできます。

幼少期、ろう者の伯母と筆談で話していた武藤さん。伯母と手話で話せるようになり、「本当はずっと、手話で話したかったんだ」と、伯母の笑顔を見て気づいたといいます。

記事に関する 問い合わせ先

障がい者支援課
障がい福祉係
第2庁舎1階6
TEL) 24-0327
FAX) 23-6700

ろうあ者相談員に 相談してみませんか

聴覚、音声または言語に障がいのある人の日常生活上の困りごと、悩みについて、聴覚障がい当事者である相談員に手話や筆談などにより相談できます。

月・水 9:30 ~ 16:30
火・金 9:30 ~ 15:30
木 13:30 ~ 16:30

要約筆記には、手書き要約筆記とパソコン要約筆記があります。大きな会場では、音声情報をパソコンに入力し、スクリーンに映します。3人で連携して入力するので、チームワークが何よりも大切です。